

放牧 関連事業の説明

令和8年3月

九州農政局
生産部 畜産課

飼料作物の生産性向上対策

【令和7年度補正予算額（所要額） 15,430百万円の内数】

<対策のポイント>

飼料作物の生産性向上を図るため、**草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地・飼料畑に改良する技術の現地実証**を支援します。また、中山間地域における飼料作物の生産拡大等に向けて、当該地域での地域の実情を踏まえた「**飼料増産活性化計画**」の作成、**飼料増産活動や活動に必要な機械導入**等を支援します。

<事業目標>

飼料自給率の向上（27% [令和5年度] →28% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 草地改良技術等普及対策

① 草地改良技術の実証等に対する支援

裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する**草地診断の実施**、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する**難防除雑草駆除技術、高位生産草地等転換技術の現地実証**を支援します。

【交付対象】 草地診断：定額
現地実証：1/2以内（上限：21千円/10a）

2. 中山間地域飼料増産活性化対策

① 飼料増産活性化計画の作成支援

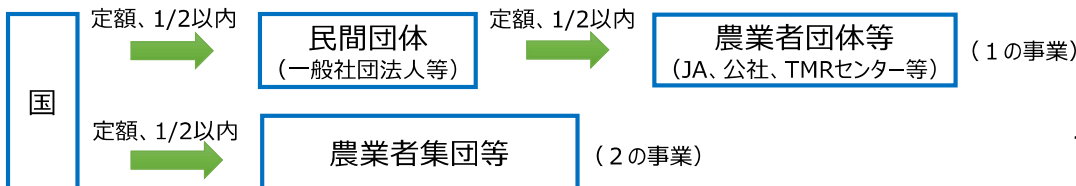
耕作放棄地の増加や農業者の減少が深刻化している中山間地域において「**飼料増産活性化計画**」の作成に必要な**専門家の招へい、現地調査等**を支援します。

② 飼料増産活動等への支援

中山間地域における放牧や飼料作物の共同生産等の**飼料増産活動**、これらの**活動に必要な機械導入**を支援します。

【交付対象】 飼料増産活性化計画の作成：定額
飼料増産活動：1/2以内（上限：25千円/10a）
機械導入：1/2以内

<事業の流れ>



1. 草地改良技術等普及対策

【草地診断の実施】



【難防除雑草の駆除】



メドウフォックステイル



除草剤の散布方法等
駆除技術を現地実証

【高位生産草地等転換技術】

複数草種の導入による収穫適期拡大

6月		OG: 1 番草
7月	TY: 1 番草	TY: 1 番草
8月	TY: 2 番草	OG: 2 番草
9月		TY: 2 番草
		OG: 3 番草

耐倒伏性品種の導入



(台風による倒伏・折損)



麦類同伴栽培

生育が早い麦が雑草を抑制、牧草は麦の下で生育する。

麦の刈り取り後に牧草が一気に生育する。

高品質かつ高収量な草地・飼料畑への改良



2. 中山間地域飼料増産活性化対策

【飼料増産活性化計画の作成】



【放牧の実施】



【飼料作物の共同生産】



【獣害を受けにくいソルガム】



【お問い合わせ先】 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

令和7年度補正予算額（所要額）59,100百万円

<対策のポイント>
 畜産の収益性、持続性、社会的価値を高めるために必要な施設整備や機械導入等を支援します。また、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新や、酪農・肉用牛経営の省力化に資するICT関連機械の導入を支援します。

<事業目標>
 ○ 牛肉の生産量の増加（35万t [令和5年度] →36万t [令和12年度まで]）
 ○ 飼料自給率の向上（27% [令和5年度] →28% [令和12年度まで]） 等

<事業の内容> **<事業イメージ>**

- 1. 畜産クラスター事業** (所要額) 53,438百万円
- 【収益性向上タイプ】**
 畜産クラスター計画に基づく収益力強化等に必要な①施設整備や②機械導入のほか、③効果の実証に必要な調査・分析を支援します。
- 【持続性向上タイプ】**
 畜産クラスター計画に基づく畜産・酪農経営の持続性や社会的価値を高める取組に必要な補改修を含む①施設整備や②機械導入を支援します。
- 2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業** (所要額) 3,762百万円
 増体や肉質に優れた肉用子牛の生産を推進するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新を支援します。
- 3. ICT化等機械装置等導入事業** (所要額) 1,900百万円
 畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械を導入する取組を支援します。

1 畜産クラスター事業の内容

収益性向上タイプ

- ▶ 地域の関係者でクラスター協議会を構成し、**収益性の向上**を目指すクラスター計画を策定
 - * 1頭当たり販売額の増加、生産コストの低減、所得の増加といった成果目標を設定
- ▶ 計画に基づく施設整備や機械導入を支援

(主な変更内容)

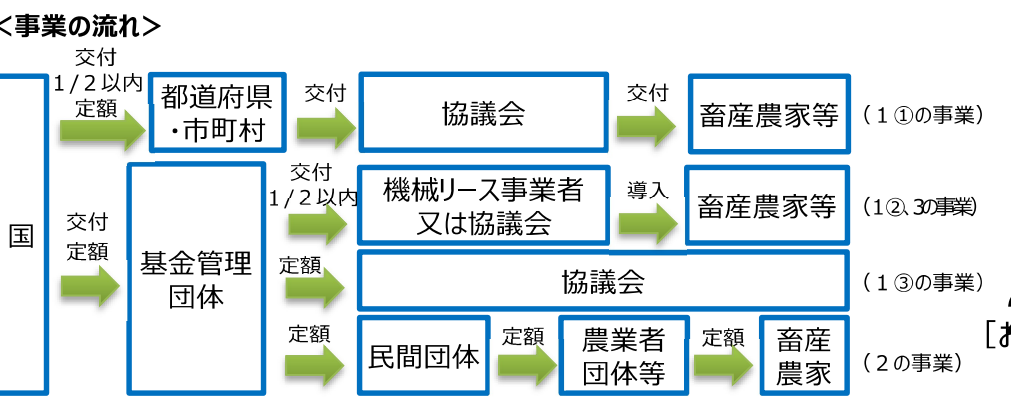
- **酪農の成牛舎及び搾乳牛舎の整備**を支援。国産飼料基盤（北海道40円/頭、都府県10円/頭）を要件
- **酪農機械導入の増頭制限を廃止**

※酪農に係る要件は持続性向上タイプにも適用

持続性向上タイプ

～収益性に直ちに結びつかない取組も支援～

- ▶ **畜産の持続性や社会的価値の向上***を目指すクラスター計画を策定
 - * **国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止**といった成果目標を設定
- ▶ 計画に基づく施設整備や機械導入を支援
- ▶ **補改修や中古機械の導入も推進**
- ▶ 収益性向上タイプの補助対象施設・機械に加え、目標の実現に必要な施設・機械も支援
 （車両消毒ゲートや野生動物侵入防止柵・壁及び防除機械、ストレス軽減装置など）



2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業の 3. ICT化等機械装置等導入事業の支援内容

奨励金交付単価

優良な繁殖雌牛	10万円/頭	省力化のための機械・装置の導入を支援。スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援。
遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛	15万円/頭	

[お問い合わせ先] (1の事業) 畜産局企画課 (03-3501-1083)
 (2、3の事業) 畜産振興課 (03-6744-2587)

○ 草地関連基盤整備 <公共>

令和8年度予算概算要求額 394,103 百万円の内数 (前年度 333,139百万円の内数)

<対策のポイント>

草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**します。

<事業目標>

- 飼料自給率：27% [令和5年度] →28% [令和12年度まで]
- 飼料作付面積の拡大：88万ha→101万ha [令和5年度→令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 草地畜産基盤整備事業

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備**を実施します。

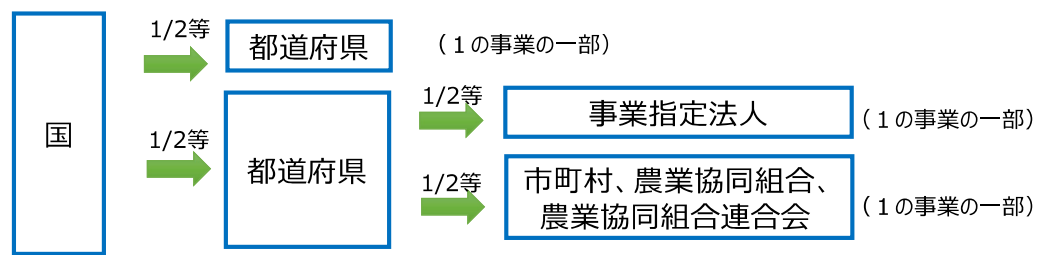
〔【主な工種】草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等〕

2. 国営総合農地防災事業（農地機能保全型等）

効率的な飼料生産基盤を形成するため、**泥炭地帯における土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備**を実施します。

〔【主な工種】整地、暗渠排水、排水施設 等〕

<事業の流れ>



※1 1の事業で、令和7年度申請分から、地域計画の策定を要件化・一部メニューの申請書類を簡素化
 ※2 2の事業は直轄で実施（国費率3/4）

<事業イメージ>

飼料生産の基盤整備



基盤整備による効果



[お問い合わせ先] (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)
 (2の事業) 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

中山間地域で飼料作物を生産しませんか！

～国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策～



【本事業は中山間地域で行う飼料増産活動を支援する事業です】

事業内容・補助率

飼料増産活性化計画の作成等（補助率：定額）

- 地域における飼料増産のあり方や具体的な活動内容を整理した「飼料増産活性化計画」の作成に必要な専門家の招へい、現地調査、検討会議の開催等に係る経費を助成します。



飼料増産活動の実施（補助率：1/2以内（補助上限10a当たり25千円））

- 以下のような地域に必要な飼料増産活動に係る経費を助成します。

飼料増産活性化機械の導入（補助率：1/2以内）

- 飼料増産活動に必要な農業用機械の購入経費を助成します。



支援対象となる活動事例	補助対象経費
耕作放棄地等を牧草地や飼料畑に転換する取組	植生調査費、施工費、除草剤費、土壌改良資材費、肥料費、種子費など
農地や役務の提供など共同で取り組む青刈りとうもろこしの栽培	農機具（コーンプランター等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費など
試験場の指導を受けて取り組むソルガム新品種を活用したロールバールサイレージの生産	農機具（ローラー等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費、飼料調製資材（ラップフィルム）費等
地域住民の協力の下、集落周辺の点在する休耕地を活用して取り組む黒毛和種繁殖牛の放牧	電気牧柵、給水設備、移動式スタンション、アトラップ等の設置費、牧草の追播経費、放牧牛の疾病検査費など
飼料畑に獣害防止柵を設置する取組	獣害防止柵の設置費
上記活動に必要な農業用機械の購入	<補助対象機器> ブロードキャスター、コーンプランター、フォーレージハーベスター、ローラー、ラッピングマシンなど



それぞれの事業の要綱・要領はこちらからご覧ください。



支援対象者（事業実施主体）

農業者3人以上からなる農業者集団（※）、農協、農事組合法人、特定農業団体（集落営農組織）、公社など ※代表者の定めがあり、組織運営に係る規約を有すること。

主な要件

- 活動が地域振興5法等の指定地域の農地等で実施されること。
- 各事業実施主体当たりの活動を行う農地等の合計面積が1ha以上10ha未満であること。
- 活動を行う農地等が傾斜地※又は30a未満の小区分地を含むこと。
※田で1/100以上、田以外で8度以上

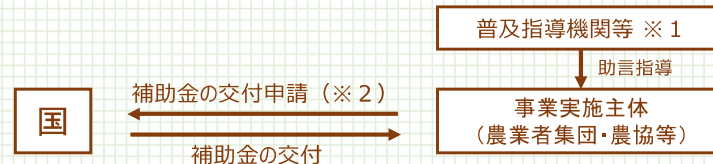


試験場などが推奨する新しい栽培方法や新品種の導入についても支援対象となります。

他事業との重複

水田活用の直接支払交付金及び畑作物産地形成促進事業の対象となっている農地で行われた活動は支援対象となりません。また、他の補助事業による助成を受ける費用についても支援対象となりません。

事業の流れ



※1 都道府県試験場・農業普及指導センター、(国研) 農研機構及び(独) 家畜改良センター
※2 申請先は地方農政局等

問合せ先

<メール送信時には★を@に置き換えてください>

最寄りの地方農政局等、又は農林水産省飼料課にお問い合わせください。

農林水産省畜産局飼料課	03-6744-2399 <jikyuu-kobo★maff.go.jp>	東海農政局畜産課	052-223-4625 <tokai_chikusan_info★maff.go.jp>
北海道農政事務所生産支援課	011-350-7656 <rakuchiku_hn★maff.go.jp>	近畿農政局畜産課	075-414-9022 <kinki_chikusan_siryu★maff.go.jp>
東北農政局畜産課	022-221-6198 <tohoku_chikusan_info★maff.go.jp>	中国四国農政局畜産課	086-224-9412 <tikusan_ka.chushi★maff.go.jp>
関東農政局畜産課	048-740-0027 <tikusan_kanto★maff.go.jp>	九州農政局畜産課	096-300-6279 <kyusyu_chikusan★maff.go.jp>
北陸農政局畜産課	076-232-4317 <tikusan_hokuriku★maff.go.jp>	沖縄総合事務局生産振興課畜産振興室	098-866-1653 <okinawa_chikusan.v4f★ogb.ca.o.go.jp>

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等**を支援します。

<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

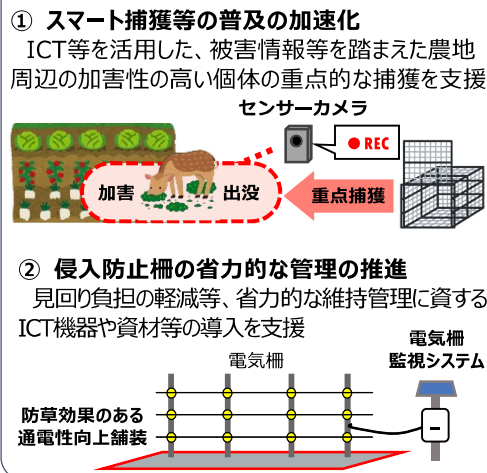
- 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大等**を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と**農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

<事業イメージ>

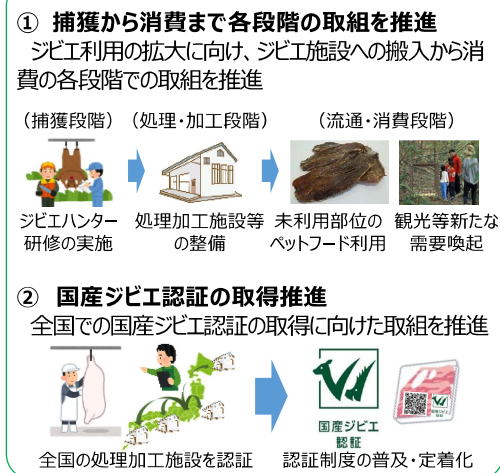
〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



〔鳥獣対策の取組〕

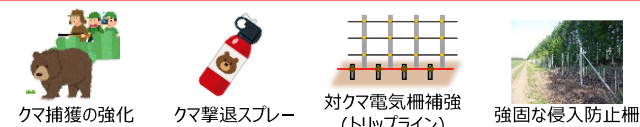


〔ジビエ利用推進の取組〕



〔クマ対策の取組〕

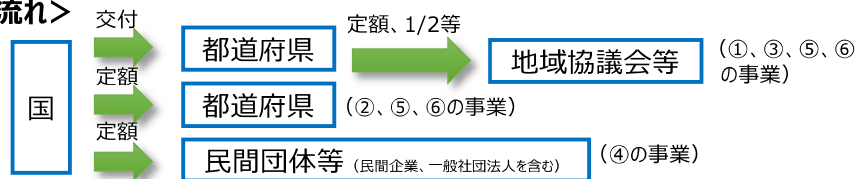
クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



5

〔お問い合わせ先〕 農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）

<事業の流れ>



鳥獣被害防止総合対策交付金は、
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

鳥獣被害対策の3つの柱

- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

第1の柱…個体群管理
(鳥獣の捕獲)



鳥獣対策の鉄則！3つの柱！

第2の柱…侵入防止対策
(柵の設置等による被害防除)



侵入防止柵の設置

第3の柱…生息環境管理
(放任果樹の伐採、刈払いによる餌場・隠れ場の撲滅)



緩衝帯の整備

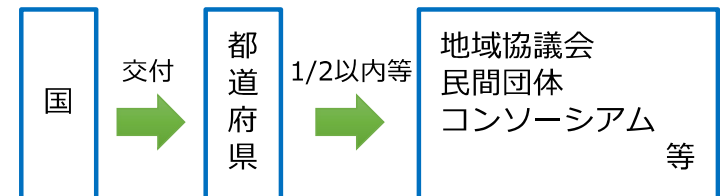
放任果樹の伐採

1. 主な事業の内容

- 捕獲活動の支援 (P.3~8,14,15)
- 侵入防止柵の支援 (P.9~12)
- 生息環境管理の支援 (P.13)
- 処理加工施設や焼却施設等の整備への支援 (P.17,18)
- ジビエ利活用への支援 (P.19)

2. 交付金(事業)の流れ

○ 基本的な交付金の流れ



まずは「被害防止計画」を策定する
“市町村”に相談を！

鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！

獣種に応じた侵入防止柵を選択するとともに、設置場所の地形（傾斜及び高低）を踏まえ、柵のつなぎ目や地面との間に隙間が発生しないようにすることが重要です。また、個々のほ場を囲うのではなく、広域的に囲うなど効率的・効果的な整備の実施に加え、設置後は、生息環境管理の実施を含めた地域ぐるみでの維持・管理を続けることも重要です。

(1) 支援内容

侵入防止柵の整備は「新規整備」と「再編整備」が可能です。その施工方法は「直営施工」か「請負施工」の2パターンがあります。なお、侵入防止柵を整備する場合は、捕獲機材（わな）等を一体的に設置することや生息環境管理の実施、適切な維持管理等が要件となります。

－ 新規整備の上限単価 －

(2) 補助率

- ・ 直営施工の場合
定額（資材費のみ支援対象）
- ・ 請負施工の場合
事業総額の 1 / 2 以内等

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用	ワイヤーメッシュ柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用	グレーチング
直営	148円/m	1,090円/m	1,970円/m 2,790円/m	1,290円/m 1,950円/m	17.7万円/m ²
請負	391円/m	2,600円/m	5,380円/m 7,620円/m	3,000円/m 4,530円/m	事業総額の 1 / 2 以内

【侵入防止柵の例】

①電気柵



②ワイヤーメッシュ柵



【広域的な整備】

①集落を囲う柵

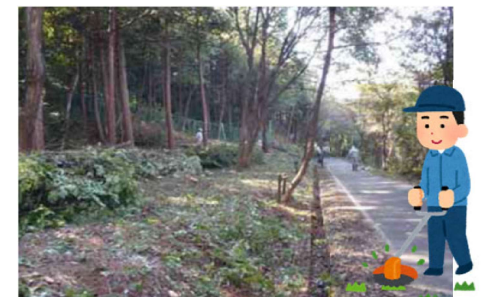


②山際に沿った柵



【生息環境管理の実施】

柵周辺の雑草の刈り払い



既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！

(1) 支援内容

生息域の変化により新たな被害が発生した場合に、既存の侵入防止柵を一部移設して有効利用しつつ、新たな柵を追加するなどの再編整備を支援します。

また、広域柵の再編整備計画の策定費用を支援します。

(2) 補助率

- ・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）：定額
- ・請負施工の場合：事業総額の1 / 2以内等
- ・広域柵の再編整備計画の策定：定額（100万円以内）

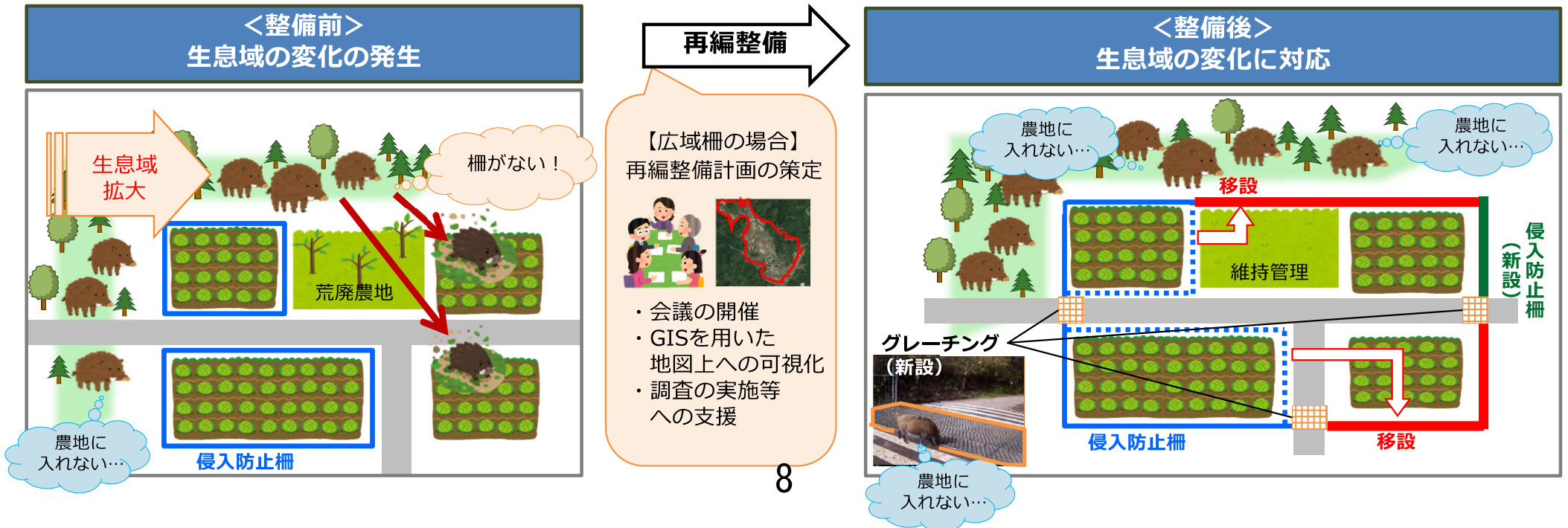
－ 移設部分の上限単価 －

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段：イソ用 下段：シカ用	ワイメッシュ柵 上段：イソ用 下段：シカ用
直営	74円/m	545円/m	985円/m 1,395円/m	635円/m 975円/m
請負	317円/m	2,055円/m	4,395円/m 6,225円/m	2,365円/m 3,555円/m

注1. 再編整備を実施する柵の総延長（移設する延長）に対する上限単価。資材費は、主に補修に要するものが対象。

注2. 新設部分の支援単価は、新規整備をした場合の上限単価を適用。（P.9を参照）

< 侵入防止柵の再編整備イメージ >



侵入防止柵の地際を補強したい！

(1) 支援内容

①既存のネット柵、金網柵、WM柵、②新規整備する電気柵について、地際補強資材の導入を支援し、柵の侵入防止機能の強化を支援します。

(2) 補助率

- ・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）
定額
- ・請負施工の場合
事業総額の 1 / 2 以内等

—地際補強資材の上限単価—

	① ネット柵 金網柵 WM柵	② 電気柵
直営	826円/m	254円m
請負	2,065円/m	673円/m

注．電気柵の地際補強対策は、新たに整備する場合に限定

【既設ネット柵、金網柵、WM柵の地際対策】

補強がされていないと、地際の隙間から柵を持ち上げられて、ほ場内に侵入されてしまう可能性がある

追加的に補強資材を整備することで侵入防止機能の強化を図る

潜り込みの形跡

地際補強資材の設置状況

【新設電気柵の地際対策】

地際補強資材の設置状況

注．電気柵の地際補強に係るシートは、通電性を有するものとし、幅1m以内

【要件】

- 【①既存柵に対する支援】
 - R7年度までの措置。
 - R2年度以前に鳥獣交付金により整備した柵であって、残耐用年数が5年以上のものに限定。
- 【②電気柵に対する支援】
 - 鳥獣交付金による新規整備と一体的に実施
 - 柵の残耐用年数にわたり効果を発揮するものとする。

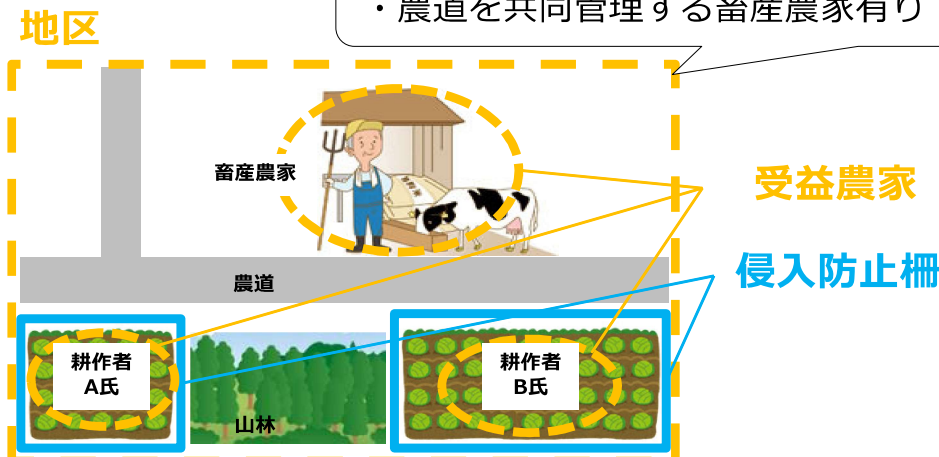
侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？

1. 侵入防止柵の整備の実施における受益農家の戸数要件は、原則、受益戸数が3戸以上であること。
※ 3戸未満でも支援が可能な場合があります（「受益戸数の例外」を参照）。
2. 受益農家とは柵を設置する農地の耕作者だけではなく、農地の出し手、水路や農道等の管理に携わる農家、畜産農家、地域計画に基づいて水路や農道の管理を行っている者も受益農家となり得る。
3. 地形等の理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能。

【受益戸数のイメージ（飛び地の場合）】

- ・ 耕作者2名 + 畜産農家1名であることから、「受益戸数が3戸以上」の採択要件を満たす。
- ・ 畜産農家も受益農家となり得る。
- ・ 地区全体で受益戸数3戸以上となれば、連続しない柵でも整備可能。

- ・ 耕作者は2名
- ・ 農道を共同管理する畜産農家有り



【受益戸数の例外】

- ・ 経営規模、地理的状況等の地域の実情から判断し、3戸未満であっても対策が必要な場合は、地方農政局長等と協議の上、認められた場合は支援が可能。

例えば、以下のような事情があり、柵を整備すれば、後背地域を含めた広域の被害が防止されると判断されれば、3戸未満でも支援が可能。

① 平均の経営耕地面積よりも大きい場合

② 高収益作物（野菜や果樹等）を栽培している場合

③ 鳥獣の移動経路となっている場合



お問い合わせ先

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく取組を支援するものです。まずは、お住いの市町村にご相談ください。

事業内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>
鳥獣対策コーナー（農林水産省HP）



農林水産省

農村振興局 鳥獣対策・農村環境課

（北海道を担当）

☎（捕獲対策関係）03-3591-4958

☎（シビエ利活用関係）03-6744-2196

東北農政局 農村振興部 農村環境課

（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当）

☎022-221-6260

関東農政局 農村振興部 農村環境課

（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当）

☎048-740-0514

北陸農政局 農村振興部 農村環境課

（新潟県・富山県・石川県・福井県を担当）

☎076-232-4533

東海農政局 農村振興部 農村環境課

（岐阜県・愛知県・三重県を担当）

☎052-223-4631

近畿農政局 農村振興部 農村環境課

（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当）

☎075-414-9052

中国四国農政局 農村振興部 農村環境課

（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当）

☎086-224-9417

九州農政局 農村振興部 農村環境課

（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当）

☎096-300-6436

沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課

（沖縄県を担当）

☎098-866-1652